

調整力公募要綱案に対する意見と当社回答

北陸電力株式会社

No.	要綱	頁	該当項目	ご意見等	当社回答
1	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	3	第2章 注意事項	(原 案)また、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合は、当該複数の需要家がすべて一致することが必要ですが、この場合において、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)また、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合は、当該複数の需要家がすべて一致することが必要ですが、この場合において、供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めることとする。 【理由】他の調整力公募への入札にあたり、電源のみが複数入札できることになり、電源とDR間で非対称性が発生するため。 【質問】電源について、エリアを跨いだ供出電力の明確な区分が可能と判断されたと推察するが、なぜ複数入札が認められるのか、具体的にご教示いただきたい。	供出電力(kW)が明確に区分できるのであれば、別の応札としてください。 電源については、ユニットを特定したうえで容量単位で入札していただくことから明確に区分ができると考えております。
2	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	13	第5章 募集概要	【質問】運転継続時間が他社と比べて短い「2時間」となっているが、2時間の算出根拠があればご教示いただきたい。	北陸エリアにおける厳気象日の想定需要カーブを踏まえ、電源Ⅰ'の必要継続時間を2時間としております。
3	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	15	第5章 募集概要	(原 案)当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。 (修正案)なお、当社からの指令および要請は、1日に1回を基本とします。別途協議の上、1日に複数回の指令、連日の発動を行う場合があります。ただし、入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業者には、非価格要素評価点の対象といたします。 【理由】同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRIは限られているため。	提供期間において、需給状況によっては12回を上限として連日・複数回の発動に応じていただくことを運用要件としておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。
4	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	16	第5章 募集概要	(原 案)過去、契約電力未達時刻戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を提供できることを証明する追加の資料提出 【質問】貴社は電源Ⅰ'の調達実績がこれまでにないため、契約電力未達時刻戻料金の対象となる事業者は存在しないと理解しているが、当該事項は該当しないという認識で問題ないか。	2020年度向け公募における入札案件の審査過程においては、当該事項に該当する事業者が存在しない認識です。 ただし、2020年度の提供期間において当社が発動を指令し、当該契約電源等の応動実績が契約電力未達時刻戻料金の対象となった場合には、提供期間内の次の応動に備えて、契約電力を提供できることを証明する資料の提出を求めています。
5	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	28	第7章 2.	(原 案)ただし、加点項目1は、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加点評価いたしません。 (修正案)原案の削除、もしくは隣接・属地に関わらず、全て3時間に統一することをご検討いただきたい。また、上記意見3に関連し、同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業者には、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。 【理由】隣接TSOエリアから広域調達されるリソースよりも、属地エリアで調達されるリソースに優位性が発生するため。当該優位性により、隣接TSOエリアリソースが広域調達されなかった場合、広域調達のメリットであるコスト低減が達成されなくなるため。また、3時間への統一は、将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため。	「指令から調整までが1時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加点するものではありません。一方で、他エリアの契約電源等は、連系線の設定変更等のため、これを満たせないことから加点評価を行わないものですので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。
6	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	37	第8章 契約条件 試験	(原 案)■原則として、効果量の確認試験を当社立会いのもと実施していただきます。 ■確認試験の実施時期については、落札決定後に別途協議いたします。また、試験に係る費用に関しては、その全額を契約者による負担といたします。 (修正案)応札された電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の調整力提供能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。 ただし、当社との調整力実績をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。 落札事業者の運開準備に要する期間を考慮し、試験の実施時期は、2020年3月以降に設定します。 また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力提供能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。 【理由】2020年4月電源Ⅰ' 運開に向けて、①落札後に貴社との契約協議、②簡易指令システムの構築、③需要家との契約協議、④契約締結後の子メーター設置工事、⑤小売事業者とネガワット調整金に関する契約締結、等、運開準備作業が膨大にあり、特に④はベースライン見える化を実現するため、電源Ⅰ' 供出を技術的に担保するうえで必須。また、2019年度分の電源Ⅰ' が2020年2月末まで運用中のため、試験の実施は3月以降としていただきたい。また、既に発動実績のある需要家については、負担軽減の観点から、試験免除の対象としていただきたい。	ご意見を踏まえ、調整力発動試験を省略する場合について追記いたします。 調整力発動試験については、その詳細な時期や方法(確認項目・内容等)について別途協議・取決めのおうえ、契約前に実施させていただきます。

7	電源 I' 厳気象対応調整力	40	第9章 その他 2.	<p>(原 案) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について電源 I' 厳気象対応調整力(kW) 契約ならびに電源 I' 厳気象対応調整力(kWh) 契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価(V1、V2(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。))が同一であること等が条件になります。</p> <p>【質問①】需要家が所有している自家発電設備から逆潮流で電源 I' として供出する場合、集約することは可能か。</p> <p>【質問②】集約が可能な場合、集約の制限等はあるか。 例: 他の逆潮流の自家発電設備との集約は可だが、逆潮流しないDRの需要家とは集約負荷、等</p> <p>【質問③】集約の可否に関わらず、需要家が所有している自家発電設備が逆潮流で電源 I' に参加するにあたり、試験が必要になると理解しているが、試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるかご教示いただきたい。また、その際の手続きについてもご教示いただきたい。(例: 売電契約とDRが並立している場合、売電契約として扱われるのか。) 参考: 貴社が発動試験を義務付けない場合、弊社として当該需要家の電源 I' 供出の実効性を確認するため、社内で試験を実施することになるが、その場合の試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるか、手続きについてもご教示いただきたい。</p>	<p>【質問①】計量単位の集約を希望される場合は個別に協議させていただきます。</p> <p>【質問②】同一発電場所内の発電設備に限ります。</p> <p>【質問③】試験は提供期間(契約期間)前に実施いただくことから、当社との調整力契約による支払はいたしません。当該発電量に係る売電契約にもとづいて小売電気事業者等とご協議ください。なお、新規に逆潮流される場合は、発電機の系統接続としてネットワークサービスセンターまでお問い合わせいただけますようお願いいたします。</p>
8	電源 I' 厳気象対応調整力	41	第9章 その他 4.	<p>【質問】専用線オンラインについては、電源のみならず、DRが対象となり得ると理解しているが、DRアグリゲータ事業者向けの新設専用線オンラインの費用負担額、新設工事に要する期間、工事の施工区分等、可能な範囲で詳細をご教示いただきたい。</p>	<p>専用線オンライン化工事の概要については弊社ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。なお、仕様詳細等については別途協議させていただきますので、問合せ窓口へご連絡ください。 (参考: http://www.rikuden.co.jp/chouseiryoku/online.htm)</p>
9	電源 I' 厳気象対応調整力	—	全般	<p>【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例: kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けて一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等</p> <p>【理由】 関係者全ての業務効率化のため</p>	<p>ご意見として承ります。 取り交わす契約書類等は、契約締結時に別途協議させていただきます。</p>
10	電源 I' 厳気象対応調整力	—	全般	<p>【質問】契約期間、提供期間が1年となっているが、年間を通じて待機が必要なのか。</p>	<p>ご質問のような誤解を与えかねない点を踏まえ、7月1日時点(RFC開始時点)では、調整力契約期間を1年間としておりましたが、事業者の調整力提供期間(契約電源等が調整力提供のための待機が必須な期間)の明確化の観点から、調整力契約期間を厳気象発生月(具体的には、7月～9月および12月～2月)に変更いたします。</p> <p>【主な変更】 (変更前)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整力提供期間: 1年間 ※なお、募集要綱上は、運用要件他において、厳気象発生月(7月～9月および12月～2月)のみを発動要件の対象(ペナルティ等の対象)とする旨、規定。 調整力契約期間: 1年間 <p>(変更後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整力提供期間: 厳気象発生月(7月～9月および12月～2月) 調整力契約期間: 同上 厳気象発生月以外の期間については、調整力提供期間の必要要件とはいたしません、応札時の契約電力料金の範囲で調整力提供に応じて頂ける場合は、別途協議させていただきます。